



指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成28年度要求額
1,500百万円（500百万円）

背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカについて、現状の捕獲率を維持すると、2023年には2012年の約1.6倍に増加と推定
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表
- 捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設するとともに、交付金により支援

事業概要

- 都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に基づく広域的な鳥獣の捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
- 交付対象事業：
 - ・ 実施計画策定等事業
 - ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業
- 交付割合：事業費の1/2以内

※交付金に係る地方負担分については特別交付税が措置される。
 ・ 指定管理鳥獣の駆除・処分等に要する経費の8割
 ・ その他（調査・研究等）に要する経費の5割

事業スキーム



期待される効果

- 都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。

イメージ

